

地域生活支援拠点等整備事業の 進捗について

令和7年2月21日(金)
燕市障がい者自立支援協議会

1. 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

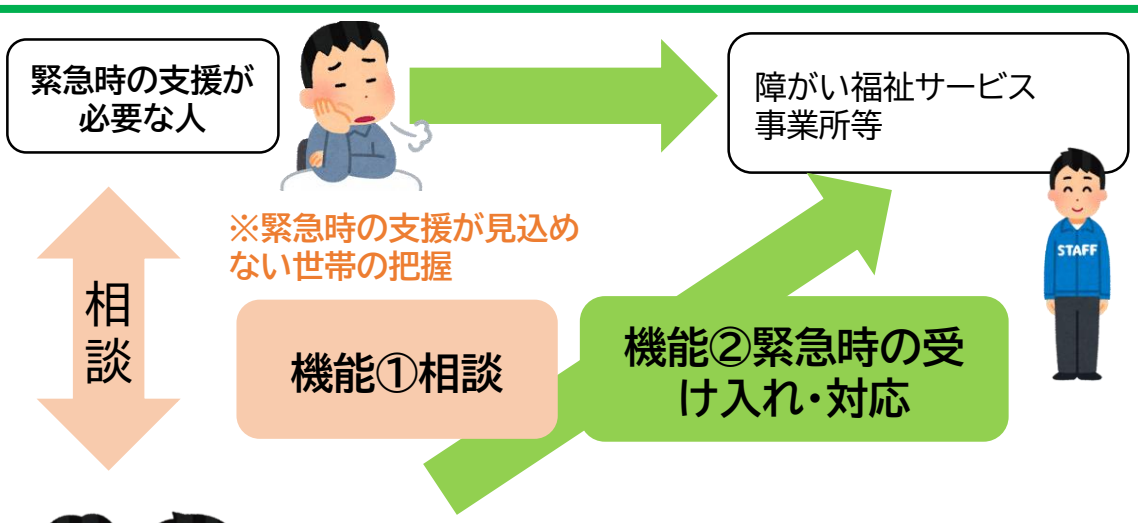
目的

- 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
 - 入所施設や病院、親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備。
- (厚生労働省 令和3年度障がい者総合福祉推進事業 『地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引きより』P4より抜粋)

機能	内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握や緊急時の迅速・確実な相談支援を実施すること
②緊急時の受入・対応	介護者の急病や障がい児者の状態変化に応じた緊急時に利用できる場所を確保すること
③体験の機会・場	施設や親元からグループホームや一人暮らしの生活の場へ移行するなどの自立に向けた支援をすること
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な人、高齢に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応が出来る人材を確保すること
⑤地域の体制づくり	様々なニーズに対応できるサービス提供体制を構築すること

2. 地域生活支援拠点事業(イメージ図)

個別支援



地域課題の把握

地域生活支援拠点
連絡調整会議

課題解決に向けた取組

地域づくり支援

地域

⑤地域の体制づくり

※燕市障がい者
自立支援協議会
との連携

地域生活支援拠点コーディネーター
(基幹相談支援センター及び相談支援事業所)⇒中核的な役割を担う

機能③体験の機会・場

調整

グループホームなど

※グループホーム
連絡会を定期的に
開催

○連携強化

○質の向上

④専門的人材の確保・養成

障がい福祉サービス事業所等

3. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録状況

事業所番号	事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					登録日	備考
				①	②	③	④	⑤		
1531300026 1571300019	相談支援事業所はばたき	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市道金1160番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1531300018 1571300035	地域生活支援センター やすらぎ	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1511300020	つばくろの里	短期入所	燕市横田13604番地		○		○	○	R5.4.1	障がい者虐待防止対策 における一時保護のため の居室の確保にかかる 協力施設
1531300059	相談支援事業所つばくろ	特定・一般相談支援	燕市横田13604番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1531300042 1571300050	相談支援センターアリス	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市桜町5番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1511300111	指定障害福祉サービス事業所 トム・ソーヤ	就労継続支援B型	燕市桜町5番地			○	○	○	R5.4.1	
1531300034 1571300027	相談支援事業所ひまわり	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1591300304	小規模多機能センターひまわ り	基準該当短期入所 基準該当生活介護	燕市吉田大保町25番 15号		○		○	○	R5.4.1 R5.5.1(追加)	
1521300051	にじいろハウス	共同生活援助	燕市吉田7368番地		○	○	○	○	R5.9.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録
1511300285	燕北地域生活支援センター	就労継続支援B型	燕市小牧486番地1		○		○	○	R5.10.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録
1511300038	夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	燕市横田13572番地3		○	○	○	○	R5.10.1	
1521300069	なごみ庵	共同生活援助	燕市水道町4丁目3番14号		○	○	○	○	R5.11.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録

昨
年
の
協
議
会
後
に
追
加

事業所番号	事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					登録日	備考
				①	②	③	④	⑤		
152130077	グループホームあいこうえん翼	共同生活援助	燕市三王淵286番地3		○	○	○	○	R6.3.15	緊急受入セーフティネット事業登録
1521300093	ソーシャルインクルーホーム燕杣木	共同生活援助	燕市杣木3420		○	○	○	○	R6.4.1	緊急受入セーフティネット事業登録
1511300350	短期入所 燕杣木	短期入所	燕市杣木3420		○	○	○	○	R6.4.1	

4. 地域生活支援拠点等の機能を担う市外の事業所(kintoneのアカウントを付与)

事業所名	事業の種類	所在地	備考
かたくりの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	新潟市西蒲区橋本88-1	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
桃梨園	生活介護 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 短期入所(空床利用型)	三条市大島5147番地	
やひこの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
コロニーにいがた白岩の里	短期入所 生活介護 施設入所支援	長岡市寺泊藪田6789番地4	
燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護 センター (燕市成年後見制度 利用促進中核機関)		燕市吉田日之出町1番1号	※障がい福祉サービス事業所ではないが、関わりがあるため付与したもの。

昨
年
の
協
議
会
後
に
追
加

5. ①相談

内容

地域生活支援拠点コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置します。

コーディネーターは、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握※」に努め、必要に応じて相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

しかし、すべての相談をコーディネーターが受けるわけではなく、これまで通り連絡を受けた関係機関（相談支援事業所など）で対応が可能であればそのまま対応することとなります。緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、コーディネーターへ連絡します。

※緊急時の支援が見込めない世帯とは

「本人の状況」及び「家族等の状況」が複合して、障がいのある人に対する緊急時の支援が見込めない世帯のこと。

本人の状況(例)	家族等の状況(例)
・単身生活者 ・障がい福祉サービス等の利用が必要だが、利用がない ・生活面や社会面での課題がある ・障がいの程度が重く、単身になった場合、自立した生活が困難	・同居する家族の支援力が弱い（病気や高齢など） ・同居する家族がいるが、支援が難しい ・同居する家族がいるが、虐待の疑いがある

実績

登録(R6年12月末時点)

15人(13世帯)



課題

○登録の同意が取れないケースがある

○緊急時の支援が見込めない世帯の把握が不十分

【参考】①相談の流れ(イメージ図)

①事業の周知



地域生活支援コーディネーター等

※事業周知用チラシを作成し、関係機関へ説明。

警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



②世帯の事前把握



警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



地域生活支援コーディネーター等



④障がい福祉サービス利用のコーディネート等



障がい福祉サービス利用のコーディネート
⇒2 緊急時の受入・対応機能へ

障がい福祉サービス以外の制度への
つなぎや調整

危機的な状況を想定した対応策の検討(ク
ライシスプランの作成など)



2 緊急時の受入・対応機能との連携

③世帯の情報登録

地域生活支援コーディネーター等



クラウド(kintone)上に
情報登録
⇒情報共有の効率化



情報登録の同意
(様式「利用者情報登録シート兼個
人情報の取扱いに関する同意書」)



6. ②緊急時の受入・対応

内容

○介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行います。障がいのある人の状態に応じては、短期入所だけではなく、訪問系サービスを利用するなど適切な対応を行います(障がい支援区分のない人も含めて)。

○短期入所での受入が難しい場合に備えるため、緊急受入セーフティネット事業(市独自事業)を創設し、『短期入所の指定がないが、緊急時の受入が可能な体制・設備がある事業所』を活用できるようにしています。

○緊急時の受け入れ機能の強化・充実に向けて、近隣の障がい福祉サービス事業所などに積極的に協力の依頼を行うとともに、短期入所事業等の空き状況の把握やkintoneを活用したケース情報の共有など、サービスの質の向上にも取り組みます。

○緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握(地域生活支援拠点等の相談機能)し、早めに障がい福祉サービスなどの必要な支援・サービスにつなげることで緊急事態に陥る前に対応できるように努めます。

実績

緊急受入セーフティネット事業

人数	実績(日数)	受入先
2名	7日	にじいろハウス

課題

○訪問系サービスの拠点登録がない

○重度の障がいや強度行動障がいがある方の対応が来た時を考えると、地域全体での受入体制の強化を図る必要がある。

【参考】②緊急時の受入・対応の流れ(イメージ図)

緊急性が高い状況
○生命に関わる
○介護者がいない
○虐待の疑い など



地域生活支援拠点等事業での対応が難しい

【例】

- 本人が多量服薬など自殺未遂した ⇒ 医療機関
- 精神症状が悪化した ⇒ 医療機関
- 本人が暴れており、家族等で制止ができない ⇒ 警察



地域生活支援拠点等事業での対応が望ましい

【例】

- 親が緊急入院し、自宅で一人になった
- 怪我などで一人暮らしが困難になった
- 虐待が発見され、すぐに保護が必要



状況をお聞きしながら、必要な支援と一緒に考え、コーディネートします。

クラウドサービスを活用して、支援に必要な情報などを共有

本人の状況等に応じた支援・障がい福祉サービスのコーディネートなど

短期入所等の利用

※利用実績や体験利用したことがあるがあるとスムーズ！
※短期入所以外の多様な社会資源を活用する『緊急受入セーフティーネット事業』を創設。



居宅介護などの利用調整



訪問・電話等での相談支援



地域のインフォーマルな社会資源の活用



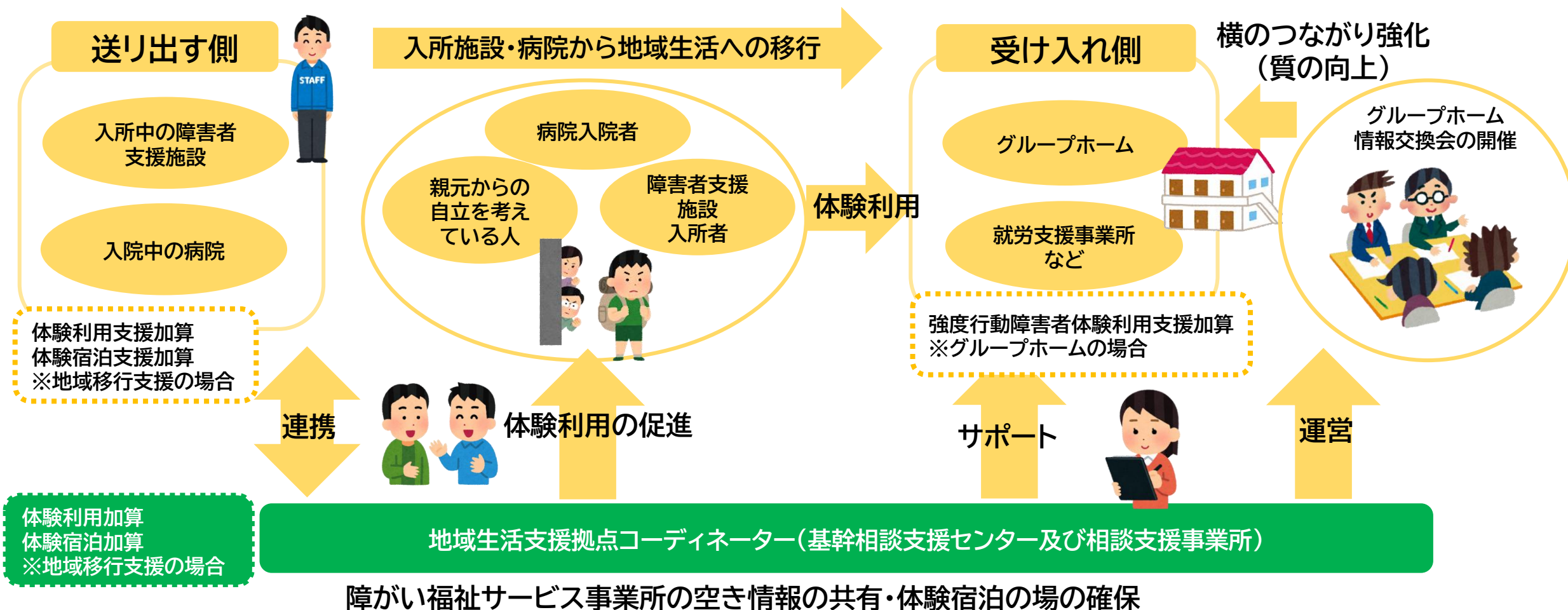
【例】配食・配達サービス、ホテルなど

記録は、様式『地域生活支援拠点等整備事業 対応報告書』

7. ③体験の機会・場

内容

- 共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用が促進されるよう市内の障がい福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制をつくります。
- また、共同生活援助事業所間の連携やサービスの質の向上に向けて、事業所同士の情報交換の機会を設けます(事務局:コーディネーター)。
- 一人暮らしの体験の機会については、地域移行支援事業所と連携して、体験宿泊の場の確保を進めていきます。



実績

○グループホーム情報交換会

	日時	参加事業所	会場	内容
第1回	令和6年7月22日 午前10時～午前11時30分	5事業所	グループホームあ いこうえん翼	☐ 燕市地域生活支援拠点等整備事業について ☐ 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について ☐ 情報交換 (1) 地域連携推進会議について (2) 利用者(入居者)への対応について (3) その他
第2回	令和7年2月26日(予定) 午後1時30分～午後3時		(予定) にじいろハウス (GHひのくち)	(予定) ☐ 燕市地域生活支援拠点等整備事業について ☐ 地域連携推進会議について ☐ 情報交換

○地域移行支援利用者数

実人数	状況
1人	精神科病院に入院中

○施設入所者数

令和6年11月末	令和4年度末
94人	95人

課題

○入所施設から地域生活への移行促進

○グループホームからアパート等への1人暮らしへの移行の促進

※地域移行支援とは

障がい者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの

8. ④専門的人材の確保・養成

内容

- ・地域課題やニーズを踏まえた研修会を企画・開催する。人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があるため、県と連携した取組も進める。
- ・専門的人材の育成・確保に取り組むことを市内事業者が「地域生活支援拠点等の指定を受ける条件」とする。
⇒具体的には、事業所において研修計画を立て、専門的人材の育成に向けた取組を行うこと。

実績

	日時	テーマ	講師	参加事業所
第1回	令和6年9月3日 午後1時30分～午後3時	『ケース支援の見立て・考え方について ～ケース・フォーミュレーションを学ぶ～』	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 心理健康学科 臨床心理士 野村照幸 様	10事業所 (18名)
第2回 (予定)	令和7年2月14日 午前10時～正午	『強度行動障がいのある方への支援について～事例を通して学ぶ～』	上越福社会かなやの里 更生園 主任 久保田 尚樹 様	

課題

○困難事例や困難場面に対応できるスキルの習得



9. ⑤地域の体制づくり

燕市の考え方

- ・地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、連絡調整会議を設置する。(年1回以上)
- ・燕市障がい者自立支援協議会とも連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進めるとともに、拠点システムの運用状況についても燕市障がい者自立支援協議会で検証及び検討を行う。

実績

地域生活支援拠点連絡調整会議	日時	参加事業所	会場	内容
第1回	令和6年8月27日 午後3時30分～午後5時	17事業所 (26人)	燕市役所 1 階 会議室	☐ 令和6年度報酬改定について ☐ 令和6年度の取組について ☐ 登録者の状況について ☐ 事例検討(グループワーク)
第2回	(予定) 令和7年3月上旬～ 中旬ごろ			(予定) ☐ 令和6年度の取組について ☐ 次年度以降の取組について

課題

○事前登録者の増加(予備登録者含む)に向けた検討

○サテライト型グループホームやアパートタイプのグループホーム等の不足

10. 次年度に向けて

課題(再掲)

取組

機能①相談

- 登録の同意が取れないケースがある
- 緊急時の支援が見込めない世帯の把握が不十分

- 拠点登録の同意が取れないケースに対する運用を改善(予備登録(仮称)の導入)
- 地域の相談機関等との連携強化

機能②緊急時の受け入れ・対応

- 訪問系サービスの登録がない
- 重度の障がいや強度行動障がいがある方の対応が来た時を考えると、地域全体での受入体制の強化を図る必要がある。

- 訪問サービスに対する協力依頼
- 研修会の開催
- 医療的ケア児等コーディネーター等の配置

機能③体験の機会・場

- 入所施設から地域生活への移行促進
- グループホームからアパート等への1人暮らしへの移行の促進

- 入所施設から地域への移行を促進する仕組みづくり
- 居住支援との連携強化

機能④専門的人材の確保・養成

- 困難事例や困難場面に対応できるスキルの習得

- 研修会の開催(再掲)

機能⑤地域の体制づくり

- 事前登録者の増加(予備登録者含む)に向けた検討
- サテライト型グループホームやアパートタイプのグループホーム等の不足

- 拠点登録の同意が取れないケースに対する運用を改善(再掲)
- サテライト型グループホームに関する勉強会の開催